

東弁22人第282号
平成22年11月26日

警視庁志村警察署
署長 込山 仁 己 殿

東京弁護士会
会長 若 旅 一 夫

人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏（以下「申立人」といいます。）からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴署（第2以下で「相手方」といいます。）に対し、下記の通り警告いたします。

記

第一 警告の趣旨

貴署が、申立人に対して行なった以下1及び2の各行為は、いずれも申立人の弁護士依頼権を著しく侵害するものですので、今後、このようなことのないよう、また、被疑者から弁護士や弁護士会への連絡の要請があったときには直ちに対応をするよう、警告いたします。

- 一 申立人が、2009（平成21）年7月14日、公務執行妨害被疑事件で逮捕され、貴署に連行された際、貴署の取調室において、貴署の取調担当官であったB警部補に対して当番弁護士を呼ぶよう求めたにも拘わらず、貴署は、B警部補をはじめとして誰もこの求めに応じなかった。
- 二 申立人が、翌15日に、貴署の取調室でB警部補に対し、当番弁護士を呼ぶよう再度求めたにもかかわらず、貴署の司法警察職員は誰もこれに応じなかった。

第二 警告の理由

調査の結果によれば、以下の事実が認められる。

一 認定した事実

- 1 申立人は、2009（平成21）年7月14日午後1時50分、東京都板橋区内の自宅のあるアパートの通路において、公務執行妨害の被疑事実により、相手方所属の警察官によって現行犯逮捕された。

この逮捕の際、申立人は激しく抵抗したため、相手方警察官らは、1人が申立人の身体を、1人が申立人の左手を、もう1人が申立人の右手をつかむような格

好で制圧し、その後、申立人に対し後ろ手に手錠をかけ、さらに抵抗する申立人を保護シートでくるんで固定する等の有形力の行使をした。

- 2 申立人はその後、午後2時15分ころに相手方警察署に引致された。
- 3 申立人は引致後すぐに相手方警察署の取調室で取調べを開始され、その際、相手方の取調担当官であったB警部補（刑事組織犯罪対策課所属）に対し、弁護士を呼ぶよう求めた。

しかるに、B警部補は特段これに対応をしなかった。

- 4 翌15日は午前9時30分ころから取調べが開始されたところ、その取り調べ中に申立人はB警部補に対し、再び弁護士を呼ぶよう求めたが、B警部補はこれにも応じなかった。
- 5 同月16日午前、申立人は東京地方検察庁検察官に送致された。

そして申立人は、送致された同人を受け取って対応した北嶋検察官に対して弁護士を呼ぶよう求めたところ、同検察官は同日午前10時58分に東京の当番弁護士センターに電話で連絡をし、当番弁護士の派遣を要請した。

- 6 申立人に関するこの刑事事件はその後起訴された（以下「本件刑事事件」という。）。

二 申立人の主張に対する補足説明

逮捕当日である2009（平成21）年7月14日に弁護士への連絡を求めた回数につき申立人は、上記で認定した2回以外に、

- ・ B警部補に取調室からトイレへ連れて行ってもらった際、
 - ・ 相手方警察署での取調べの後に留置先である警視庁湾岸警察署に連行された際、
- の2回、B警部補に対して当番弁護士を呼ぶように求めた旨主張している。

しかしこれらの点についてはいずれも申立人の供述のほか証拠がなく、とすると、これらを事実と認めるには足りないといわざるを得ない。

三 相手方の主張に対する補足説明

- 1 相手方は、2009（平成21）年7月15日に申立人からなされた弁護士への連絡の申出に対しては、B警部補がこれに応じたという。

この点につきB警部補は、本件刑事事件における検察官の主尋問に対し、申立人から弁護士を呼ぶよう組のC理事長に連絡して頼んでくれと言われたので、同人に15日午前10時21分ころに電話をして「被告人（申立人）が弁護士を頼んでいるのでお願いします。」と伝えたところ、同人は「分かった。」と言ったと供述している。

しかしB警部補は、弁護人からの反対尋問で被告人が弁護士を呼べと言っていたのではないかと問われて「思い出せません。」と供述していること、Cは、B

警部補から申立人に弁護士をつけるよう頼まれたことはない旨供述していることからすると、B警部補の供述のみで相手方の主張事実を認めることは困難である。

加えて、仮にB警部補が、Cに対して弁護士を依頼する伝言をしたとしたら、なぜ弁護士が15日中に申立人に接見に来なかったのか、また、弁護士を依頼したことを知っている申立人が、なぜ翌日検察官に対して弁護士を呼ぶよう求めたのかにつき合理的な説明が困難となる。

以上からすると、相手方の主張事実を認めることはできない。

- 2 相手方は、同月14日に弁護士への連絡をしなかった理由につき、申立人が騒ぎ立てる中での発言だったために申立人の真意に基づく発言であるかが判然としなかったからだという。

しかし、一1の逮捕の経緯に照らせば、申立人が取調室で騒いでいたのは、逮捕されたことや逮捕の仕方などに納得していなかったからであることが明らかであり、そのように逮捕等に納得していない者が「弁護士を呼べ」と言ったのであればむしろ、弁護士をすぐに呼んで欲しいという意味であることが明らかというべきである。

よって、真意に基づくものか否かが判然としなかったとの相手方の主張は到底採用できず、むしろ相手方の警察官らは、申立人が真意に基づいて弁護士への連絡を求めていたことを十分知悉しながらあえてその求めを無視したものであるといわざるを得ない。

四 相手方の行為の権利侵害性

- 1 憲法34条前段は「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。」と定め、弁護人依頼権を保障している。

この弁護人依頼権は、身体の拘束を受けている被疑者にとって、拘束の原因となっている嫌疑を晴らしたり、人身の自由を回復するための手段を講じたりするなど、自己の自由と権利を守るための極めて重要な権利である。

弁護人依頼権のかかる重要性に鑑みれば、上記の規定は、単に被疑者が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならないというにとどまらず、被疑者に対し、弁護人を選任したうえで、弁護人に相談し、その助言を受けるなど、弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障しているものと解すべきである（最大判1999（平成11）年3月24日・民集53巻3号514頁）。

司法警察員の弁護人選任権告知義務（刑訴法216条、203条1項）、被疑者から弁護人選任の申出があった場合の刑事施設の長等の弁護士会等への通知義務（刑訴法216条、209条、78条）はかかる憲法の保障の趣旨を受けて規定されたものといえ、また、全国の弁護士会が当番弁護士制度を設けて被疑者による接見の申出

に対して毎日弁護士を派遣して対応しているのも、憲法の保障する弁護人依頼権を実質化する趣旨に出でたものである。

- 2 以上をふまえると、身体の拘束を受けている被疑者が当番弁護士を呼ぶように求めた場合、これを求められた警察署は、可及的速やかにその要請に応じなければならないというべきである。

仮に、被疑者が「当番弁護士」と明示して当番弁護士の派遣を要請していない場合でも、弁護士を呼ぶように要求しているのであれば、その弁護士が特定の弁護士を指していることが明らかである等の事情がない限り、当番弁護士の出勤を要請しているのではないかを確認するかまたは当番弁護士の出勤を要請しているものであると解釈して処理されるべきである。

- 3 本件の場合、相手方は、2009（平成21）年7月14日の逮捕当日に申立人から少なくとも1回当番弁護士を呼ぶよう求められているのであり、それにも拘わらずこの求めに応じなかったことは、これのみでも重大な人権侵害であるが、本件ではそれに加えて更に、翌15日にも再度同様の求めを受けたにも拘わらずこれに応じなかったのであり、これは、憲法の保障する弁護人依頼権を真っ向から否定する所為であって、その人権侵害の程度は極めて重大と言わざるを得ない。

相手方は、逮捕当日の7月14日にB警部補が弁護士を呼べとの申立人の求めに応じなかったことにつき、意図的に弁護人依頼権を侵害しようとしたものでないというが、かかる主張は採用できず、むしろ申立人の真意に基づく弁護士への連絡の求めをあえて無視したものであると解されることは三2の通りであり、かかる行為は、今後二度と繰り返されてはならない。

五 結論

以上の次第であり、2009（平成21）年7月14日及び翌15日に、申立人から少なくともそれぞれ1回ずつ当番弁護士を呼ぶよう求められたにもかかわらず、これに応じなかったという相手方の行為は、明らかに申立人の弁護人依頼権を侵害しているものであり、その侵害の程度は極めて重大である。

よって頭書のとおり警告をする。

以 上